



## 市内7郵便局でマイナンバーカードの一部の手続きができるようになります

マイナンバーカードは、本人確認の際の公的な身分証明証としての利用や、オンライン上でさまざまな行政サービスを受けることができるICカードです。本市では、マイナンバーカードに係る一部手続きの受け付けを、市内7つの郵便局で開始します。どうぞご利用ください。

**受付期間** 10月2日(月)～来年3月29日(金)

※平日9時～17時。

**場 所** 佐世保花園郵便局、小佐々郵便局、佐世保花高郵便局、佐世保黒髪郵便局、佐世保赤崎郵便局、潮見郵便局、佐世保日野郵便局

**手 続 き** マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新、暗証番号の初期化(再設定)

※本人または本人と同行の法定代理人による申請だけ受け付けます。

※郵便局では代理人による手続きはできませんので、戸籍住民窓口課、各支所、宇久行政センターで手続きしてください。

## マイナポイントの申し込みは9月末まで

令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請した人が、最大2万円分のマイナポイントを受け取るためには、9月30日(土)までに申請する必要がありますので、ご注意ください。また、市役所ではマイナポイント設定支援を9月29日(金)まで行っています。

※令和5年3月以降にマイナンバーカードを申請した人は、マイナポイントの付与対象外です。



マイナポイント

☎戸籍住民窓口課 ☎24-1111

## 固定資産税のよくある質問にお答えします

固定資産税は土地や家屋などを持たない人にとって、なじみが薄い税金かもしれませんが、その税収は福祉や教育、ごみ収集など、身近な行政サービスを提供する上で欠かすことのできない貴重な財源になっています。ここではその算出方法や、よくお寄せいただく質問などをお知らせします。



市ホームページ  
(固定資産税)

### 「固定資産税」とは？

固定資産税とは、毎年1月1日(賦課期日)に、土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」と言います)を所有している人が、その固定資産の価格を基に算出された税額を、その固定資産が所在する市町村に納める税金です。税額は次の手順で決定し、納税者へ通知しています。

- ① 固定資産を評価して価格を決定し、その価格を基に課税標準額(税額算出の基礎となる額)を算出します
- ② 課税標準額に税率(1.4%)を乗じて、固定資産税の税額を算出します
- ③ 税額等を記載した納税通知書は、原則として毎年4月に納税者に送付しています。納税通知書には資産ごとの課税内容を確認できる「課税資産明細書」を添付していますので、必ず確認してください



### よくある質問 Q&A

- Q** 年の途中で売買した場合、納税義務者はどうなりますか？
- A** 固定資産税は、原則として1月1日現在の登記簿等に所有者として記載されている人が納税義務者となります。そのため、売買契約を締結していても、1月1日までに登記簿等の所有者変更の手続きが完了していなければ、納税義務者は売り主のままです。
- Q** 所有者が亡くなったのですが、固定資産税の課税はどうなりますか？
- A** 納税義務は、原則として相続人が引き継ぐこととなります。この場合、固定資産を現に所有することになった人(相続人など)から申告書を提出していただき、翌年度から新しい納税義務者に変更します。この手続きは、法務局での相続登記が完了するまでの間の納税義務者を一時的に決めていただくものです。※令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。詳しくは法務局へお尋ねください。
- Q** 家屋を取り壊した場合、固定資産税はどうなりますか？
- A** 1月1日までに取り壊した家屋については、翌年度から固定資産税がかからなくなります。取り壊した家屋が住宅の場合、土地の固定資産税は「住宅用地に対する課税標準の特例」の適用が受けられなくなることがあり、翌年度から税額が高くなりますのでご注意ください。家屋の一部または全部を取り壊した場合は、「滅失申告書」を資産税課に提出してください。登記している家屋の場合、法務局での手続きが別途必要です。
- Q** 償却資産とは何ですか？
- A** 償却資産とは、土地・家屋以外で、会社や個人が事業(工場、事務所、店舗、アパート、駐車場など)のために使う構築物や機械、器具、備品などを言います。例えば、アパート経営の場合には門扉、塀、駐車場の舗装路面、外灯などが償却資産申告の対象となります。なお、償却資産申告書の提出期限は毎年1月31日です。

☎資産税課 ☎24-1111

## 西部ガス佐世保株式会社と包括連携協定を締結



7月18日(火)、本市は西部ガス佐世保株式会社と包括連携協定を締結しました。

本協定の締結によって、同社が持つエネルギー事業者としての知見や技術を生かし、本市が目標に掲げる「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取り組みや、青少年育成・男女共同参画に向けた料理教室の実施など、官民一体となって取り組んでいきます。

同社の村島代表取締役社長は「佐世保市で90年以上事業をさせていただいたことに感謝し、協定を通じて佐世保市の発展に貢献したい」と話し、宮島市長は「今回の協定をきっかけにして、より一層連携を深めて取り組んでいきたい」と話しました。

☎政策経営課 ☎24-1111

## 9月3日(日)は「家族で防災会議の日」



近年、頻発化・激甚化している災害から身を守るためには、普段からの備えが重要です。本市では、いざというときに備えて、家族で防災について考えていただくため、毎年9月の第1日曜日を「家族で防災会議の日」と定めています。

この機会に、各家庭でお住まいの地域のハザードマップや避難先、避難経路の他、避難の際の役割分担などを確認しましょう。災害時の避難行動や、日頃の備えなどをまとめた「災害時の避難行動シート」を市ホームページで公開していますので、ご活用ください。



市ホームページ  
(災害時の避難行動シート)

☎防災危機管理局 ☎24-1111